

改正海上運送法に係る 安全管理規程説明会

国土交通省 九州運輸局
海上安全環境部運航労務監理官

1. 海上運送法の改正により対応が必要となった事項(概略)

知床遊覧船事故対策検討委員会「旅客船の総合的な安全・安心対策」(令和4年12月22日)(概要)

①事業者の安全管理体制の強化

- ・安全統括管理者・運航管理者への試験制度の創設
- ・事業許可更新制度の創設
- ・届出事業者の登録制への移行
- ・運航の可否判断の客観性確保
- ・避難港の活用の徹底
- ・地域の関係者による協議会を活用した安全レベル向上 等

②船員の資質の向上

- ・船長要件の創設
(事業用操縦免許の厳格化(修了試験の創設等)、初任教育訓練、乗船履歴)
- ・発航前検査の確実な実施(ハッチカバーの閉鎖の確認を含む) 等

③船舶の安全基準の強化

- ・法定無線設備から携帯電話を除外
- ・業務用無線設備等の導入促進
- ・船首部の水密性の確保
(既存船の緊急点検、隔壁の水密化等の検討)
- ・改良型救命いかだ等の積付けの義務化・早期搭載促進 等

④監査・処分の強化

- ・海事監査部門の改革
(安全確保に向けた徹底した意識改革、通報窓口の設置、抜き打ち・リモートによる監視の強化、裏取り・フォローアップの徹底、自動車監査等のノウハウ吸収、監査体制の強化 等)
- ・行政処分制度の抜本的見直し
(違反点数制度、船舶使用停止処分の導入等)
- ・罰則の強化(拘禁刑、法人重科等)
- ・許可の欠格期間の延長(2年→5年) 等

⑤船舶検査の実効性の向上

- ・国によるJCI(日本小型船舶検査機構)の検査方法の総点検・是正と監督の強化(ハッチカバー等を含む) 等

⑥安全情報の提供の拡充

- ・安全法令違反の行政指導を公表対象に追加
- ・行政処分等の公表期間の延長(2年→5年)
- ・安全性の評価・認定制度(マーク等)の創設 等

⑦利用者保護の強化

- ・旅客傷害賠償責任保険の限度額引上げ
- ・旅客名簿の備置き義務の見直し 等

2. 対応すべき内容(主なもの)

令和9年度以降も事業継続のため必要な事項

- ☐ 「一般不定期航路事業」の登録
- ☐ **新しい安全管理規程の作成及び届出**
- ☐ 資格者証を取得し、
安全統括管理者及び運航管理者の選任及び届出
- ☐ 兼務講習の受講(※船長等と運航管理者 兼務の場合)
- ☐ 安全設備等の設置(通信設備・救命いかだ等)
- ☐ 改正後の特定操縦免許の保有(令和6年4月1日改正後のもの)
- ☐ 特定教育訓練の実施
(※船舶・航路の変更や初任の乗組員が対象)

定められた時期までに実施すべき事項

- ☐ 安全情報の外部への公表・運輸局への報告(年1回)
- ☐ 輸送実績の報告(年1回) など

3. 新しい安全管理規程の作成及び届出(1)

安全管理規程とは？

人の運送をする事業(遊漁船業は除く)の安全について

事業者が行うべきルールを明記したもの。

インターネットなどで、利用者に対する公表も必要となる。

安全管理規程どおり運航を行っていないければ、法違反となります。

(罰則:海上運送法第50条第6項

届出をした安全管理規程によらないで、事業を行ったとき。

100万円以下の罰金)



本説明会は、皆様が新しい安全管理規程の作成と届出をスムーズに行えるよう開催するものです。

3.新しい安全管理規程の作成及び届出(2)

安全管理規程は本則の他、運航基準、作業基準、事故処理基準で構成され、各場面でのルール・手順を定めるものです。記録すべき内容・保存期間が明確になるなど変更されています。

① 第21条等 記録の作成・備置き・保存期間の明確化

各種記録の作成義務・備置場所・保存期間を
規程上で明示、各種記録を作成する必要があります。

② 運航基準 第12条 船長と運航管理者との「通信手段」の明確化

航行中・緊急時における連絡手段(無線・携帯電話等)を規程に具体的に記載すること

③ 運航基準 第2条等 気象・海象情報の入手元および取得時間の明確化

気象情報の取得先(海上保安部・気象庁等)と確認タイミング(発航前○時間前等)を規程に具体的に記載し、そのとおり実行しなければなりません。

3.新しい安全管理規程の作成及び届出(3)

記録すべき内容の記載様式(例)

様式名	データ	根拠条文
安全情報の公表掲載例 (2種類あるので、ご注意ください)	① Word:29KB PDF:107KB	海上運送法第19条の3 同法施行規則第19条の2 の2
	② Excel:153KB	
運航管理表	Excel:18KB PDF:269KB	安全管理規程第24条 運航基準第5条
運航管理表 限定小規模事業者特例用 ※航海時間1時間未満かつ船長のみ	Word:26KB PDF:98KB	
運航の可否判断の手順	Excel:16KB PDF:169KB	
発航前検査記録簿(20トン以上) 発航前検査記録簿(20トン未満)	Excel:16KB PDF:244KB Excel:18KB PDF:366KB	安全管理規程第25条 運航基準第16条
陸上施設点検簿	Excel:13KB PDF:200KB	安全管理規程第25条 運航基準第17条
アルコール検査記録簿	Excel:13KB PDF:193KB	安全管理規程第25条 運航基準第18条
旅客の遵守事項	Word:32KB PDF:105KB	安全管理規程第25条 運航基準第20条
巡視記録簿	Excel:14KB PDF:188KB	安全管理規程第25条 運航基準第22条
教育・訓練記録簿	Excel:13KB PDF:159KB	安全管理規程第37条
内部監査に係る記録 内部監査チェックリスト (小規模海運事業者用)	Excel:13KB PDF:165KB Word:25KB PDF:151KB	安全管理規程第41条
非常連絡事項報告様式	Excel:16KB PDF:154KB	事故処理基準第4条

各事項とも押さえるべきポイントがあります。
確実にを行い、記録し、保存してください。

(例)アルコール検査

- ・検知器を使ったアルコール検査が必須。
- ・検査結果は第三者(検査を受ける者以外の者)が確認、検査記録簿へ記入が必要。

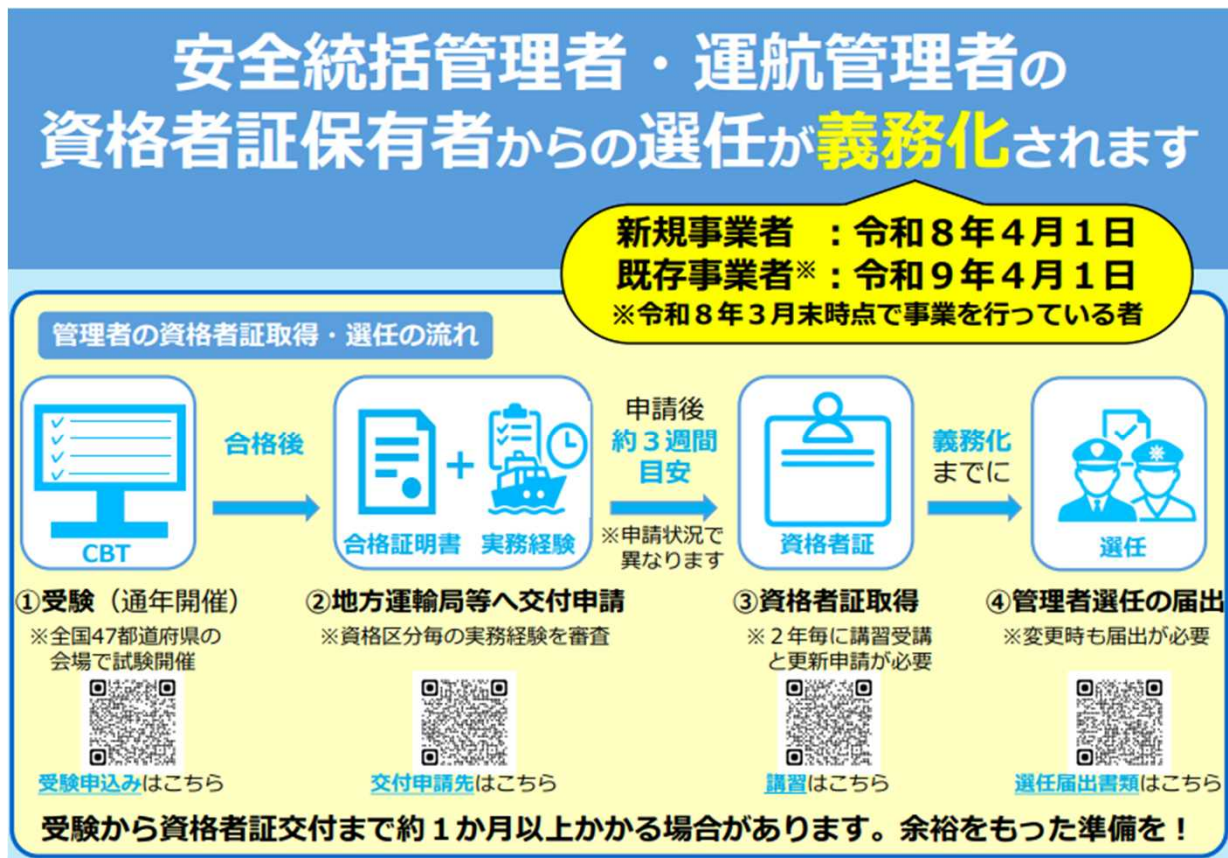
「実施」+「記録」+「保存」
これが重要です

詳しくはこちら



4. 資格者証を取得した安全統括管理者及び運航管理者の届出

- ・ 安全統括管理者・運航管理者を続けるためには資格者証を取得し、改めて届出が必要です（届出期限：令和9年3月31日まで）
- ・ また、資格者証には有効期限があり2年ごとに更新が必要。



会場：

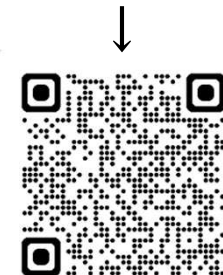
（一社）海洋教育センター

（一社）日本海上交通安全協会

受講手数料：18,200円（1回当たり）

資格者証交付手数料：1,700円

詳しくはこちら



5. 兼務講習の受講

- ・ 運航管理者と船長等の兼務は「原則禁止」です。
- ・ ただし、一定の条件を満たす場合は「兼務可能」となります。

(条件)

「同時に運航している船舶が1隻」^{かつ}「当該船舶の総トン数が20トン未満(小型船舶)」、かつ、旅客定員が13人未満」の登録事業者である場合

「限定小規模事業者」と言います

- ・ その際は、船長(運航管理者)と常時連絡を取ることができる陸上従業者を配置し、運航管理者(船長)と陸上従業者が、兼務講習を受講・運輸局への報告(届出)が必要(期限:令和9年3月31日)
- ・ また、兼務講習は、2年ごとに受講する必要があります。

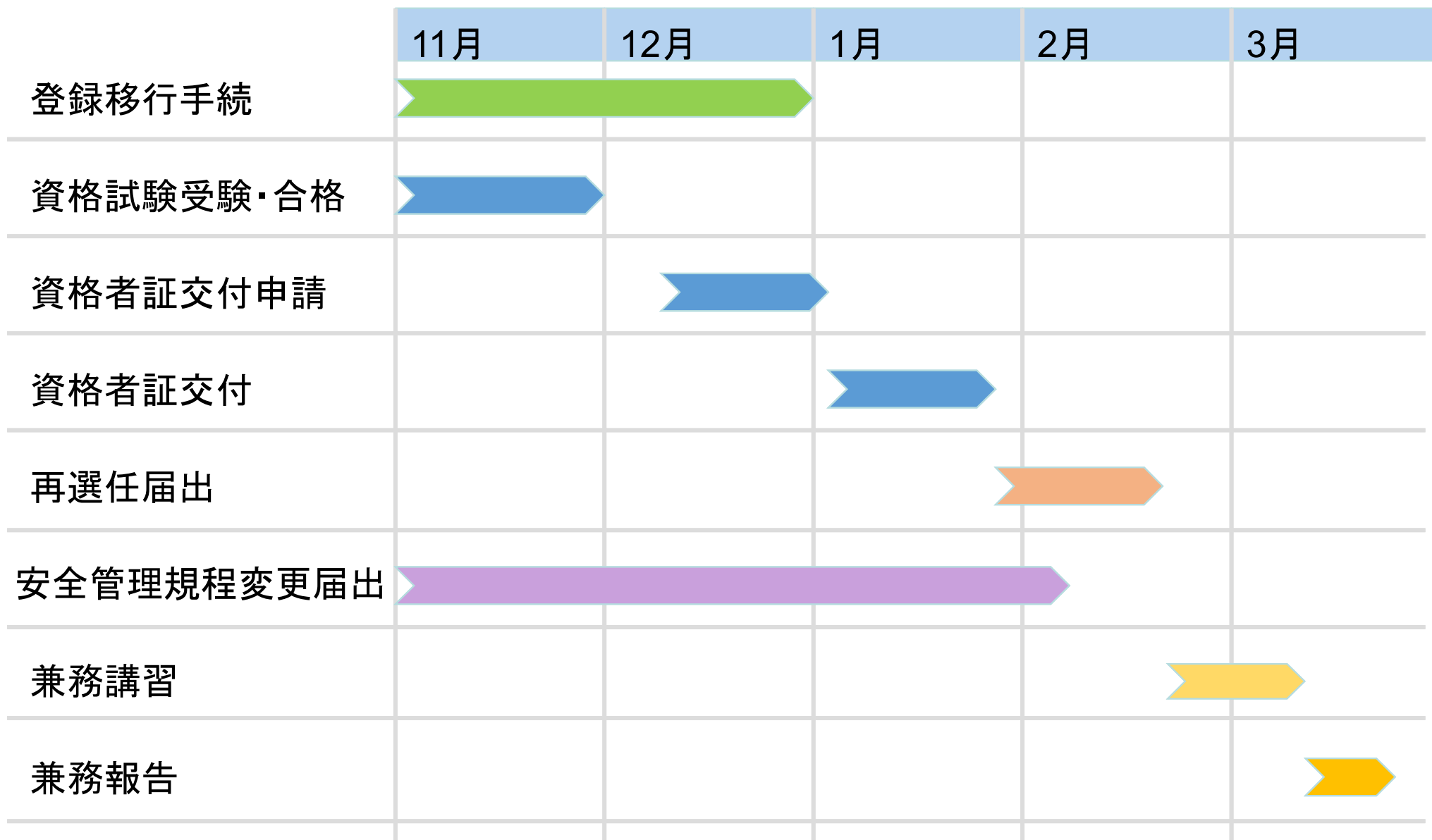
詳しくはこちら



講習実施機関:(一社)海洋教育センター、(一社)日本海上交通安全協会

受講手数料:9,600円(1回当たり) ※講習実施機関ごとに異なります

6. 海上運送法改正対応 月別工程モデル(11月開始)



6. 九州運輸局HP等のご案内



- [「一般不定期航路事業について」](#)
事業継続に際し、必要な手続等が掲載されています。

- [「海上運送法改正 特設ページ」](#)
新しい安全管理規程等の説明をしています。



- [「安全情報の公表について」](#)
公表すべき安全情報、運輸局への報告方法が掲載されています。

- [「特定教育訓練について」](#)
特定教育訓練の内容や進め方、教材ひな形を公開しています。



次の時間では、
「新しい安全管理規程の作成方法(ポイント)」
を解説します。

本日持参された
「ご自身の安全管理規程」
「ご自身の事業にあった新しい安全管理規程のひ
な形」 をご準備ください。

改正海上運送法に係る 新しい安全管理規程の作成ポイント

国土交通省 九州運輸局
海上安全環境部 運航労務監理官

ポイント

- 記載が必要な内容が追加・変更された
- 現在の規定が安全管理規程(個人海上タクシー用)の場合、**大幅に変更(より細かく)**になっている

現在までのもの

本則

第1章 総則

第2章 経営の責任者(経営トップ)の責務

第3章 安全管理の組織

第4章 安全統括管理者及び運航管理者等の選解任並びに
代行の指名

第5章 安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制

第6章 安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限

第7章 安全管理規程の変更

第8章 運航計画、配船計画及び配乗計画

第9章 運航の可否判断

第10章 運航に必要な情報の収集及び伝達

第11章 輸送に伴う作業の安全の確保

第12章 輸送施設の点検整備

第13章 海難その他の事故の処理

第14章 安全に関する教育、訓練及び内部監査等

第15章 雑則

今回作成すべきもの

本則

第1章 総則

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

第1節 基本的な方針に関する事項

第2節 関係法令及び安全管理規程その他の輸送の安全の確保のため
の定めに関する事項

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

第1節 組織体制に関する事項

第2節 勤務体制に関する事項

第3節 経営の責任者による輸送の安全の確保に係る責務に関する事項

第4節 安全統括管理者の権限及び責務に関する事項

第5節 運航管理者等の権限及び責務に関する事項

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第1節 輸送の安全に関する重要事項

第2節 船舶の運航管理に関する事項

第3節 作業に関する事項

第4節 点検・整備に関する事項

第5章 事故・災害等の防止対策の検討及び実施並びに発生した場合
の対応

第6章 教育及び訓練

第7章 内部監査等(事業の実施及びその管理の状況の確認に関する
事項)

第8章 雑則

注)章立ては、ひな型での対比

安全管理規程の構成がどう変わるか？



国土交通省
九州運輸局

説明資料

ポイント

○ 新しいひな形にあわせて、内容を拡充させた安全管理規程の作成が必須

【現在】

個人海上タクシー事業者用の安全管理規程

※運航基準・作業基準・事故処理基準の内容が本則に含まれているもの

安全管理規程
(個人海上タクシー事業者用)

この規程は、平成 年 月 日より実施する。

事業者名

使用不可

【新】

安全管理規程(本則)

+

運 航 基 準

+

作 業 基 準

+

事故処理基準

安全管理規程のひな形

一般航路事業者用

小規模航路事業者用

貨物フェリー事業者用
(※RORO船など)

旅客定員12名以下の小規模事業者用



限定小規模事業者用

同時に運航している船舶が1隻であって、当該船舶の総トン数が20トン未満(小型船舶)かつ旅客定員が13名未満である内航貨客定期航路事業を営む者又は内航一般不定期航路事業者を営む者

あなたに一番近い安全管理規程のひな形の選択(2)

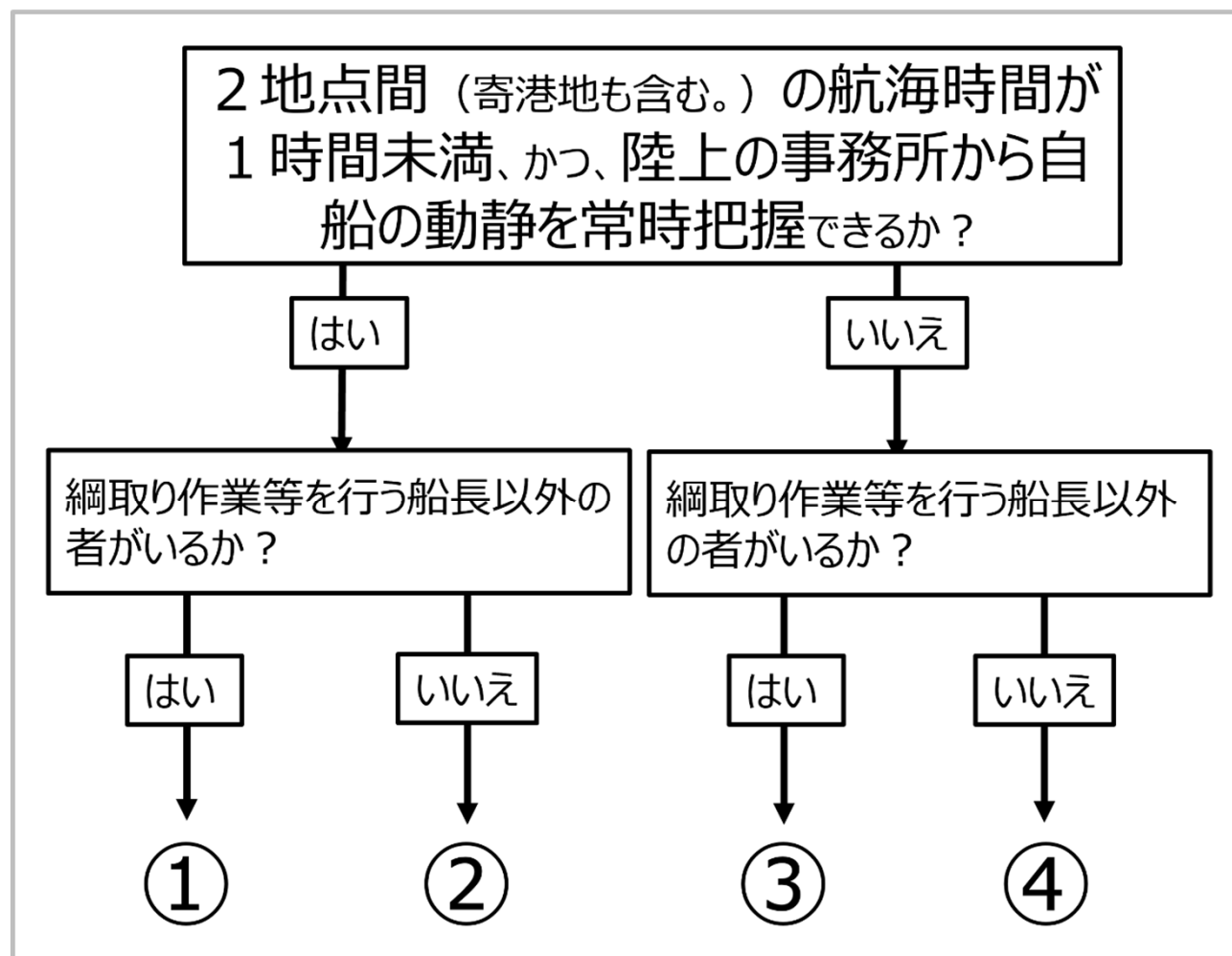


国土交通省
九州運輸局

説明資料

ポイント

- **限定小規模事業者用が適用できる方**は、事業形態ごとに4種類のひな形より選択可。
- フローチャートで自己の事業形態に近いものを選択。



(補足)

「陸上の事務所から自船の動静を常時把握」とは？

船舶にAISを搭載、もしくは航海中にいかなる時でもスマホ等で陸上の事務所から連絡可の状態

左のフローチャートにより対応する安全管理規程のひな型を、九州運輸局HP

(<https://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/gyoumu/kaijoanzen/setsumeikai.html>)からダウンロード。

それでは、これから前ページフローチャート①のひな形を例に、実際に行う作業を解説していきます

記入する内容は、持参された届出済の安全管理規程にも参考情報があるのでご準備を！！

ポイント

- ひな形を確認し、追記する箇所を自己の事業内容に合わせて埋め込んでいく。

安全管理規程 表題部

限定小規模事業者特例用
1h未満・船長+各作業員

安全管理規程

令和 9年 4月 1日
事業者名 〇〇〇〇

目次

- 第1章 総則
- 第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
 - 第1節 基本的な方針に関する事項
 - 第2節 関係法令及び安全管理規程その他の輸送の安全の確保のための定めに関する事項
- 第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
 - 第1節 組織体制に関する事項
 - 第2節 勤務体制に関する事項
 - 第3節 経営の責任者による輸送の安全の確保に係る責務に関する事項
 - 第4節 安全統括管理者の権限及び責務に関する事項
 - 第5節 運航管理者等の権限及び責務に関する事項
- 第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法
 - 第1節 輸送の安全に関する重要事項
 - 第2節 船舶の運航管理に関する事項
 - 第3節 作業に関する事項
 - 第4節 点検・整備に関する事項
- 第5章 事故・災害等の防止対策の検討及び実施並びに発生した場合の対応
- 第6章 教育及び訓練
- 第7章 内部監査等(事業の実施及びその管理の状況の確認に関する事項)
- 第8章 雑則

安全管理規程の制定年月日
事業者名 を記入

ひな形を自己の安全管理規程へ編集(2)

ポイント

- ひな形を確認し、追記する箇所を自己の事業内容に合わせて埋め込んでいく。

安全管理規程 別紙(上部)

安全管理規程 別紙

安全管理規程本則
(適用範囲)

第2条関係 船舶運航事業には、次の船舶を使用することとし、本規程を適用する

船名	〇〇丸
船舶番号	000000
総トン数	19 GT
航行区域	限定沿海 区域
旅客定員	12人
乗組員の最小定員	2人
船員の配乗権	〇〇〇〇
運航管理者	□□□□

2 船舶運航事業に使用する次の営業所に本規程を適用する。

営業所名	宗像本社
電話番号	092-××××-×××× (090-××××-××××)
メールアドレス	〇〇〇〇 @gmail.com
所在地(市町村)	福岡県宗像市
担当する区域	人を運送する 航路

(組織体制)

第6条関係 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築する。

- (1) 本社 安全統括管理者 1人 (勤務場所: 宗像本社)
船長兼務運航管理者 1人 (勤務場所: 〇〇丸)
陸上従事者 人(勤務場所: 宗像本社)

船舶検査証書などから記載

船員法と船舶職員及び小型船舶操縦者法で求められる人数を記載

船員の雇用主を記載

運航管理者の氏名を記載

「電話番号」及び「メールアドレス」は、確実に連絡が取れるものを記載

「所在地」は、営業所の所在地を記載

「担当する区域」は、担当する地域又は航路を記載

ひな形を自己の安全管理規程へ編集(3)



国土交通省
九州運輸局

説明資料

ポイント

- ひな形を確認し、追記する箇所を自己の事業内容に合わせて埋め込んでいく。

安全管理規程 別紙(下部)

運航管理者	□□□□
-------	------

2 船舶運航事業に使用する次の営業所に本規程を適用する。

営業所名	宗像本社
電話番号	092-××××-××××(090-××××-××××)
メールアドレス	○○○○@gmail.com
所在地(市町村)	福岡県宗像市
担当する区域	人を運送する 航路

(組織体制)

第6条関係 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築する。

- (1) 本社 安全統括管理者 1 人 (勤務場所: 宗像本社)
船長兼務運航管理者 1 人 (勤務場所: ○○丸)
陸上従事者 1 人(勤務場所: 宗像本社)

「安全統括管理者」・「船長兼務運航管理者」
勤務場所 を()に記入

「陸上従業者」
人数 と 勤務場所 を記入

(組織体制)

第6条関係 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築する。

- (1) 本社 安全統括管理者 1 人 (勤務場所: ○○丸)
船長兼務運航管理者 1 人 (勤務場所: ○○丸)
陸上従事者 1 人(勤務場所: 宗像本社)

ひな形を自己の安全管理規程へ編集(4)



国土交通省
九州運輸局

説明資料

ポイント

- ひな形を確認し、追記する箇所を自己の事業内容に合わせて埋め込んでいく。

運航基準表題部

限定小規模事業者特例用
1h未満・船長+作業員

運 航 基 準

令和 9 年 4 月 1 日
事業者名 ○○○○
航路名 人を運送する 航路

目 次

- 第1章 総則
- 第2章 運航中止条件
- 第3章 運航の管理

運航基準の制定年月日
事業者名
登録を受けた航路名 を記入

ポイント

- ひな形を確認し、追記する箇所を自己の事業内容に合わせて埋め込んでいく。

運航基準図別紙(1枚目)

運航基準 別紙

第3条関係

5 船長兼務運航管理者は、第3項の避泊を直ちに行うため、あらかじめ選定した次に掲げる避泊地について、海図、係留施設、港湾工事の状況、漁具の設置状況、気象・海象・水象のデータ等の資料を収集し、船舶その他必要な個所に備付ける。

- (1) _____ 湾(_____ 沖、 _____ 沖)
- (2) _____ 港
- (3) _____ 港

定めなし

6 船長兼務運航管理者は、避泊後、陸上従業者に対し直ちに停泊位置、停泊方法、付近の気象・海象・水象、他船の停泊状況等を確認し、その後 _____ 時間毎に、その状況の変化を確認すること。

(速力基準等)

第8条関係 速力基準は、次表のとおりとする。

速力区分	速力	毎分機関回転数
港内	最微速	ノット rpm
	微速	ノット rpm
	半速	ノット rpm
航海速力	ノット	rpm

(特定航法)

第9条関係

定めなし

避泊地を設定している場合は
その場所の情報を記入

避泊後に各種情報を確認する
タイミングを記入

※設定している場合

使用船舶に応じた数値を記入

特定航法を定めている場合、
その航法を記入

ひな形を自己の安全管理規程へ編集(6)



国土交通省
九州運輸局

説明資料

ポイント

- ひな形を確認し、追記する箇所を自己の事業内容に合わせて埋め込んでいく。

運航基準図別紙(2枚目)

相互の連絡手段を記入

(連絡方法)

第10条関係

(通常連絡)

船長兼務運航管理者と陸上従業者との連絡は、携帯電話 又は 無線電話 による。

	区分	連絡先	連絡方法
(1)	通常の場合	当該船舶が航行又は停泊している地点を管理する(本社又は)営業所	無線電話、衛星電話、 携帯電話(<u>ドコモ</u>)
(2)	緊急の場合	本社又は最寄りの営業所	無線電話、衛星電話、 携帯電話(<u>ドコモ</u>)

携帯通信回線事業者(キャリア)を明記

後進テスト、舵の点検等をする地点を着岸(棧)地点からの距離で記入。

(機器点検)

第17条関係

機関の後進テスト、舵の点検を行う地点 入港着岸(棧)前、棧橋手前(防波堤手前) 500 m

ひな形を自己の安全管理規程へ編集(7)



国土交通省
九州運輸局

説明資料

ポイント

- ひな形を確認し、追記する箇所を自己の事業内容に合わせて埋め込んでいく。

運航の可否判断の手順(上部)

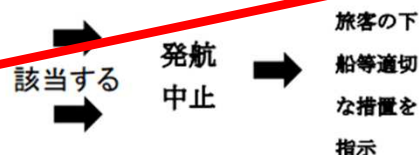
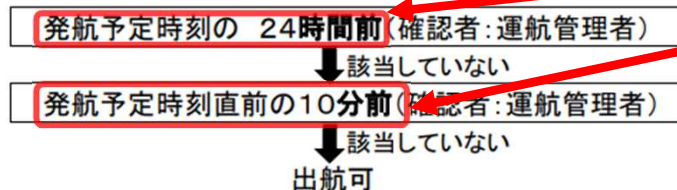
事業者名・航路名を記入

(運航基準第2条～5条関係)

事業者名	〇〇〇〇
航路名	人を運送する 航路

運航の可否判断の手順

- 発航前に、発航中止条件のいずれかに達しているか又は達するおそれがあるかを確認



可否判断するタイミングを記入

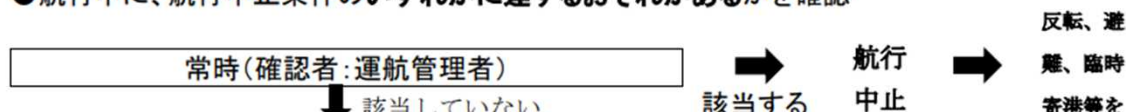
発航中止条件を記入

港・地点名	発航中止条件		
	風速	波高	視程
〇〇港	10m/s以上	1.0m以上	1000m以下
××港	10m/s以上	1.0m以上	1000m以下
□□海域上	15m/s以上	1.5m以上	-

港・地点名	情報の入手元		
	風速	波高	視程
〇〇港	気象庁HP	Windy	目視
××港	気象庁HP	Windy	目視
□□海域上	気象庁HP	Windy	-

発航中止条件に達しているかを判断するための情報の入手元を記入

- 航行中に、航行中止条件のいずれかに達するおそれがあるかを確認



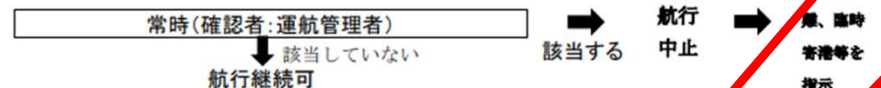
ポイント

- ひな形を確認し、追記する箇所を自己の事業内容に合わせて埋め込んでいく。

運航の可否判断の手順(下部)

港・地点名	情報の入手元		
	風速	波高	視程
〇〇港	気象庁HP	Windy	目視
××港	気象庁HP	Windy	目視
□□海域上	気象庁HP	Windy	目視

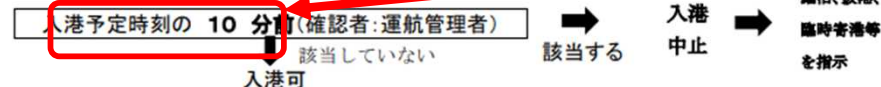
●航行中に、航行中止条件のいずれかに達するおそれがあるかを確認



港・地点名	航行中止条件	
	風速	波高
海域上	15m/s以上	1.5m以上

港・地点名	情報の入手元	
	風速	波高
海域上	気象庁HP	Windy

●航行中に、入港中止条件のいずれかに達しているかを確認



港・地点名	発航中止条件		
	風速	波高	視程
〇〇港	10m/s以上	1.0m以上	1000m以下
××港	10m/s以上	1.0m以上	1000m以下

港・地点名	情報の入手元		
	風速	波高	視程
〇〇港	気象庁HP	Windy	目視
××港	気象庁HP	Windy	目視

航行中止条件を記入

航行中止条件に達しているかを判断するための情報の入手元を記入

入港中止条件を確認するタイミングを記入

入港中止条件を記入

入港中止条件に達しているかを判断するための情報の入手元を記入

ポイント

- ひな形を確認し、追記する箇所を自己の事業内容に合わせて埋め込んでいく。

作業基準 表題部

限定小規模事業者特例用

船長以外の作業員有り・陸上従業者有り

作業基準

令和 9 年 4 月 1 日
事業者名 〇〇〇〇

安全管理規程の制定
年月日
事業者名 を記入

目次

- 第1章 総則
- 第2章 作業体制
- 第3章 乗下船作業
- 第4章 危険物等の取扱い

ポイント

- ひな形を確認し、追記する箇所を自己の事業内容に合わせて埋め込んでいく。

作業基準第1条～第5条

第1章 総則

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、人を運送する 航路の作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。

第2章 作業体制

(作業体制)

第2条 陸上従業者は、陸上において、乗船待機中の旅客の整理、乗下船する旅客の誘導、船舶の離着岸時の綱取り及び綱放し、タラップ等の旅客乗降用設備の付け離し操作等の作業を実施する。
2 船長兼務運航管理者は、船内作業員を指揮して、船舶上における乗下船する旅客の誘導、離着岸時における諸作業を実施する。
3 この基準において陸上従業者、陸上作業員及び船内作業員と記載された業務については、陸上従業者、陸上作業員及び船内作業員のいずれも従事することができる。

第3章 乗下船作業

(乗船作業)

第3条 旅客の乗船は、原則として離岸 15 分前とする。
2 離岸 5 分前になったときは、船内作業員は舷門を開放し、陸上作業員に旅客の乗船を開始しようとする合図を送る。
3 陸上作業員は旅客を乗船口に誘導する。
4 陸上作業員及び船内作業員は、乗船旅客数(無料幼児を含む。)を把握し、旅客定員を超えていないことを確認して、船長兼務運航管理者に報告する。

(離岸作業)

第4条 船長兼務運航管理者は、離岸作業完了後、適切な時期に出港を放送させる(発航の合図をさせる。)とともに見送人等が離岸作業により危害を受けないよう退避させ、岸壁上の状況が離岸に支障ないことを確認して、その旨を船内作業員に連絡し、陸上作業員を所定の位置に配置する。
2 船内作業員は、船長兼務運航管理者の指示により、陸上作業員を指揮して迅速、確実に係留索を放す。

(着岸作業)

第5条 船長兼務運航管理者は、船舶の着岸時刻 10 分前までに綱取りその他の作業に必要な作業員を配置する。
2 船内作業員は、陸上作業員を指揮して迅速、確実に綱取作業を実施する。この場合、船長兼務運航管理者は、作業員が係留索の急緊張等により危害を受けることのないよう十分注意する。

航路名 を記入

旅客の乗船を開始するタイミング を記入

陸上作業員に作業を開始する合図を送るタイミング を記入

船舶着岸に際し、作業員が定位置に着くタイミング を記入

ポイント

- ひな形を確認し、追記する箇所を自己の事業内容に合わせて埋め込んでいく。

事故処理基準表題部

旅客定員12名以下の小型船舶事業者用

事故処理基準

令和 9年 4月 1日
事業者名 ○○○○

目 次

- 第1章 総則
- 第2章 事故等発生時の連絡
- 第3章 事故の処理等

安全管理規程の制定年月日
事業者名 を記入

ポイント

- ひな形を確認し、追記する箇所を自己の事業内容に合わせてアレンジする。
- ひな形で合致しない場合は、**別に作成**する。

事故処理基準別表

事故処理基準 別紙

(運航管理者の指揮する事故処理組織)

第9条関係 非常対策本部を設置する場合以外の運航管理者が行う事故の処理に必要な組織は次のとおりとする。

事故処理組織表

	職務
経営の責任者	総指揮
安全統括管理者、運航管理者	総指揮補佐又は総指揮
救難対策班 班長 _____ 班員 _____	事故の実態の把握、事故関係情報の収集、船舶及び関係機関との連絡、救難の実施、その他救難に必要な事項に関すること。

(事故調査委員会)

第12条関係 事故の原因及び事故処理の適否を調査するため、事故調査委員会を設置する場合の組織及び編成は、原則として次のとおりとする。

事故調査委員会

	職名
委員長	経営の責任者
副委員長	安全統括管理者 運航管理者
委員	関係運航管理員

自己の事故対応(事故処理)の体制を作成

調査委員会を設置せず
運航管理者等が事故の原因等の調査を行うこととしており、事故処理基準第12条に定めている場合は表示不要。

ひな形を自己の安全管理規程へ編集(13)



国土交通省
九州運輸局

説明資料

ポイント

- ひな形を確認し、追記する箇所を自己の事業内容に合わせてアレンジする。

非常連絡表

①経営代表者 氏名 携帯	● _____ 運輸支局 運航労務監理官 TEL - - TEL - - (休日・時間外)
船長	●海上保安部 TEL 118 _____ 海上保安部 - -
②安全統括管理者 (_____ に同じ) 氏名 携帯	●警察署 TEL 110 _____ 警察署 - -
③運航管理者 (_____ に同じ) 氏名 携帯	●消防署 TEL 119 - -
④陸上従業者 氏名 携帯	●病院 TEL 119 _____ 病院 - -

自己の事業体制、連絡すべき箇所にあわせて各項目を記入

※ ②～④について、同一者となる場合は () に当該同一者の番号を記載し、氏名・携帯欄は斜線を引く

ポイント 1

- 安全管理規程は令和9年3月31日までに提出

ポイント 2

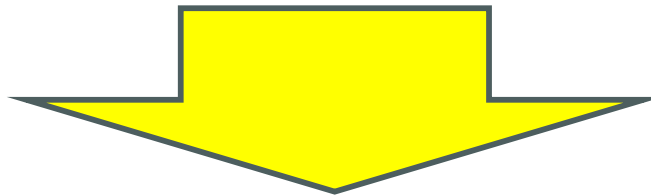
- 資格証取得後の安全統括管理者・運航管理者の選任届出も令和9年3月31日までに提出

ポイント 3

- 限定小規模事業者特例を受ける方は、講習修了証を添えて兼務の報告



届出済みの安全管理規程から実情が変わっていて、船名や航路や中止基準も変更しないと・・・



- ①まずは運航担当(九州運輸局本局管轄の場合は海事振興部旅客課)に相談を！
- ②登録移行が終わったら安全管理規程の提出！
 - ・登録を受けた際の申請書一式
 - ・運航中止基準に変更ある場合は旧の運航中止基準を追加で添付する必要あり。